



入園のしおり

【重要事項説明書】

2025年度 井の頭保育園



こんこん ちきちき こんちき ちん

♪ ♪ ♫ ♫ ♪ ♫ ♪

〒181-0001 東京都三鷹市井の頭3-16-31

井の頭保育園

TEL 0422-43-7916

FAX 0422-43-7917

<https://www.inokashirahoikuen.com/>

保育理念

私たちの園は理事者・職員・保護者（利用者）が児童憲章と国連の
子どもの権利条約に基づき

子どもの幸せを共通の立場で理解と協力を深める

- 一人ひとりの子どもの成長発達をすべての面にわたり援助します
- 安心して働き続けられるよう保護者を援助します
- 保育園の職員として自覚を持ち、専門性を向上させるよう努めます
- 地域の中で共同の輪を広げ、子どもたちによりよい環境を築いていきます

保育方針

井の頭保育園は地域の子どもたち、地域の人々の共有の財産です
働く職員をはじめ、子どもを託す父母たちも、子どもたちの最善の
利益を守るために力を出し合います

- 家庭での親子の深い結び付きが保育園の大人と子どもの間で実現できるように、生まれて間もない0歳児から2歳児クラスでは担当制を行います
- 子どもたち一人ひとりの仲間関係・運動の喜び・思考と創造性の発達を異年齢混合クラスの中で援助し、遊び・生活・学習のすべてにおいて子ども自身が自立していける喜びの基礎を作ります
- 食事・おやつは安全な食材で手作りを基本としています。旬な食材を使い四季を感じ、食文化を大切にします。またアレルギー児に対する配慮をしています
- 日本の伝承に基づき、行事・公開保育など地域の方々にお知らせしながら地域の子育てに貢献します

保育目標

＜目指す子ども像＞ゆたかな心、たしかな考え、じょうぶな体

☆十分に行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの
さまざまな欲求を満たし、生命の保持および情緒の安定を図ること

☆健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の
健康の基礎を培うこと

☆人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権の
大切さを育てるとともに、自主、協調性を養うこと

☆生活、遊び、人間関係の中でことばへの興味や関心を育て、自ら
話すことを喜び、聞いたりする態度や豊かなことばを培うこと

☆感じたことや考えたことを自分なりに、体の動きや表情などを使
い、表現することを通して、感性や創造することの喜びを培うこと

☆周囲のさまざまな環境に好奇心・探究心を持って関わり、それら
がどのように自分たちとの関係をもつかを体験して知り環境の大切
さを養うこと

☆食事の中で、四季折々な安全な食材に触れ、食事に対する関心を
培うこと

設置・運営（法人認可年月日）	社会福祉法人 井の頭会（昭和38年11月7日）
理事長	岩田康男
保育開始年月日（施設認可年月日）	昭和25年5月1日（昭和27年9月1日）
敷地面積	788.12㎡
建築面積	314.77㎡
園庭面積	297.00㎡
延床面積	625.93㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
現園舎	2003年4月1日開所

概略

戦後間もない頃 1人の保育者・福知トシと子どもたち、そしてその父母たちが力を合わせ、井の頭公園で青空保育をはじめた。(1950年5月1日井の頭保育園創設)

1952年9月 父母の会立の東京都公認保育園となる。井の頭の空工場で保育を始める。



1963年11月、社会福祉法人井の頭保育園（現・井の頭会）として認可、児童福祉法の適用を受ける。1968年6月、三鷹市牟礼の地に園舎を新築。全国で初のわらべうたで音楽教育を行う。1992年、育児担当制、異年齢混合保育を始める。

2003年4月、井の頭の地に戻り、0歳児から就学前の施設として新たにスタートしている。



入園内定と決定

三鷹市子ども育成課が入園内定をします。
園と保護者の面接、嘱託医の児童の健康診断で集団保育に支障がないことを確認し、入園が決定します。

保育料

保育料は三鷹市規定のとおり三鷹市に支払います。
利用者負担額(保育料)の有無については三鷹市にお問合せ下さい。

給食費

3～5歳児クラスの児童は、給食費月額6,000円を保育園にお支払いいただきます。(2019年10月1日からの「3歳以上児の保育無償化に伴う措置」による)支払は当月分を毎月20日頃に口座振替いたします。

※三鷹市における3～5歳児クラスの給食費の取り扱いについて「三鷹市では、幼稚園に限らず在宅子育て家庭の場合も日常生活で食費が生じること、無償である義務教育の学校給食や他の社会保障分野(高齢・障がい)においても食費は利用者負担となっていることも踏まえて、より公平な観点から貴認可保育施設に通っている3～5歳児クラスの保護者から給食費(主食費+副食費)6,000円を実費徴収する方針をとっております。なお、0～2歳児クラスの給食費については、保育料に含まれています。

(令和4年5月10日「三鷹市における認可保育所の給食費の取り扱いについて」より)

定員数と職員体制(年度によって変動があります)

クラス名	年齢	定員	担任	フリー
つぼみ組	0歳	6名	2名	フリー3名 (他パート有)
すみれ組	1歳	10名	2名	
あんず組	2歳	14名	3名	
ゆすらうめ組	3.4.5歳	27名	2名	
ざくろ組	混合	27名	2名	
合計	84名		13名	

★ 栄養士 4名 看護師 1名

★ 園長 1名 主任 1名 事務 1名 嘱託医 1名 (非常勤)

実施事業

- 0歳児保育(生後57日目から受入)、障害児保育
- 地域子育て支援(保育所体験・出産を迎える親の保育所体験)、小学生お手伝い・中高生職場体験・ボランティア・保育実習生受入

休園日

日曜日 国民の休日 年末年始(12月29日～1月3日)

登園自粛の要請と臨時休園

- 自然災害(地震、台風、大雪等)、感染症流行の恐れがある場合、三鷹市から、登園自粛の要請、臨時休園措置があります。
(2019年10月11日付、2020年4月9日付三鷹市通知より)

保育時間

保育時間は、1日8時間です。ただし、通勤時間と就労時間に応じて、11時間の開所時間範囲内で8時間以上の利用が可能です。

- ① 三鷹市発行の支給認定証交付通知書記載の「認定事由」で保育の必要性、「認定時間（保育標準時間/保育短時間）」で保育の必要量が認定されます。
- ② 勤務証明書(園様式)で、勤務日・就労時間・通勤時間を確認します。
※通勤時間はテレワーク等で在宅勤務の場合、自宅から保育園までとなります。

【保育標準時間】

7時00分から18時00分までの11時間の範囲内で、就労時間と通勤時間に必要な時間が実際にお子さんをお預かりする保育時間となります。

7:00	18:00	19:00
保育標準時間		延長

【保育短時間】

8時30分から16時30分までの8時間の範囲内で、就労時間と通勤時間に必要な時間が実際にお子さんをお預かりする保育時間となります。

7:00	8:30	16:30	19:00
延長	保育短時間		延長

※産前産後休暇・育児休業中の方は、保育標準時間の1日あたりの下限時間(6時間)を基に、保護者の状況とお子さんの日課に必要な時間をクラス担任と相談して保育時間を決めます。

延長保育(自主事業)

井の頭保育園では認定時間以外についても、就労時間と通勤時間を保障するために1時間の延長保育を自主事業として行っています(ただし土曜日は除きます)。

保育料は三鷹市に支払う保育料とは別に保育園にお支払いいただきます。

【月極延長保育】

恒常的にお仕事で、18時までのお迎えが間に合わない標準時間認定の方が対象となります。

【緊急利用保育】

恒常的ではないがお仕事で、保育が必要な方が対象となります。

月極延長保育と緊急利用保育

	標準時間認定（7時～18時）		短時間認定（8時30分～16時30分）
	月極延長保育	緊急利用保育	緊急利用保育
対象	1歳児クラスから （0歳児クラスの方は利用できません）	1歳児クラスから （0歳児クラスの方は利用できません）	1歳児クラスから （0歳児クラスの方は18：01以降利用できません）
対象時間	18時01分～19時00分	18時01分～19時00分	（朝）7時00分～8時30分 （夕）16時31分～19時00分
保育料	月額3500円 利用前月ご請求	15分300円（月額上限6000円） 月末締め翌月ご請求	15分300円（月額上限6000円） 月末締め翌月ご請求
申込	利用前月までに申込み後、同月末日までに園長との面接を経て可否を決定	当日16：30までに申込み	（朝）は前日までに （夕）は当日16：30までに申込み
補助食	18時01分～19時の時間帯のみ提供		
時間判断	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室にある電波時計で認定時間内に保育者からお子さんを引き取っているかどうかで判断します。 ・補助アナウンスとして18：00及び19：00に玄関掛時計からメロディが流れます。 		
記録方法	緊急利用保育の場合のみ、保育室備付の「記録用紙」にクラス名、園児名、お迎え時間を保護者自身で記入していただきます。		
支払方法	月極延長：当月分を毎月20日頃に口座振替 緊急利用：月末で集計、翌月20日までに合算請求書で請求、毎月20日頃に口座振替		
認定時間までにお迎えが間に合わなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・認定時間（標準時間認定の方は18時、短時間認定の方は16時30分）までにお迎えが間に合わなかった場合、理由の如何にかかわらず、緊急利用保育料をご負担いただきます。 ・0歳児クラスのお子さんは、延長保育の利用ができないため、認定時間（標準時間認定の方は18時、短時間認定の方は16時30分）までにお迎えが間に合わなかった場合、理由の如何にかかわらず、緊急利用保育料の4倍の金額を上限なしにご負担いただきます。 ・閉園時間19時（土曜日は18時）までにお迎えが間に合わなかった場合、理由の如何にかかわらず、緊急利用保育料の4倍の金額を上限なしにご負担いただきます。 ※いずれも非常時保育体制の場合は除きます		

月極延長保育・緊急利用保育 Q&A 抜粋

Q0 15分300円とは？上限6000円とは？

A0 15分単位で300円かかるという意味です。

18時01分～18時15分 300円

18時16分～18時30分 300円

18時31分～18時45分 300円

18時45分～19時00分 300円

(標準時間認定の例)

お迎え時間が、18時15分までであれば300円、

18時30分までであれば600円、18時45分までであれば900円、

19時00分までであれば1200円

なお上限6000円とは、月の請求額の上限が6000円という意味です。

Q3 19時を過ぎた場合はどうなるのか？

A3 井の頭保育園の閉園時間は19時です。必ず19時までにお迎えをしていただきます。万が一、19時までにお迎えが間に合わなかった場合は、理由の如何にかかわらず、保育料は緊急利用保育料の4倍を上限なしに負担していただくこととなります。

※ただし災害等による非常時保育体制の場合は除きます。

Q4 兄弟のいる家庭でどちらか一方のお迎えをして18時を過ぎた場合について

A4 兄弟のいる家庭では上のお子さんを先にお迎えをお願いしております(ただし担任との話し合いで逆になる場合もあります)。この場合、上のお子さんをお迎えしている間に18時を過ぎてしまう場合がありますが、その旨をクラスの保育者に伝えていただき確認できれば緊急利用保育の対象にはなりません。

Q5 駐車場待ちをしていて18時を過ぎた場合は緊急利用保育なのか？

A5 緊急利用保育の対象となります。

Q6 職員と話をしていて18時を過ぎた場合について

A6 その旨をクラスの保育者に伝えていただき確認できれば緊急利用保育の対象にはなりません。

Q7 18時を過ぎる緊急利用保育で16時30分までの事前の申込みに間に合わなかった場合、おやつは絶対はないのか？

A7 事前の申込みがない場合は通常通りにお迎えがくる前提で保育しているため、調理室がおやつを用意することができません。ただしあまりに時間が経過する場合は、子どもの状態をみて延長保育者が柔軟に判断いたします。

Q9 お迎えとはどういうことか？

A9 お迎えとは、保護者が保育者から子どもを引き取ることです。

Q10 緊急利用保育の利用料が月極延長保育料を上回った場合はどうなるのか？

A10 上回った場合でも緊急利用保育の利用料で請求させていただきます。ただし請求する金額の上限は6000円となります(0歳18時以降、土曜18時以降、平日19時以降は上限なし)。翌月以降に月極延長保育を希望される場合は正規の延長保育の申請手続きをしていただくこととなります。

Q11 緊急利用保育に回数の制限はあるのか？

A11 回数の制限はありません。金額の上限は6000円となります。ただし恒常的に利用されていると園が判断した場合には、園から月極延長保育をお勧めする場合があります。

園と家庭との約束ごと

● 保育を利用するにあたって

- お子さんのお迎えの時間は必ず守ってください。
- お子さんを預ける引き取る際は保育者に必ず声かけ、アイコンタクトをして下さい。
- 保育の利用は「保育の必要性の事由」によってお受けします。保護者の体調不良、家庭における諸事情など「保育の必要性の事由」以外で保育を希望される場合は担任にご相談ください。ただし土曜日につきましては合同保育のため、限られた職員で保育体制を組まなければならない事情がありますことをご理解ください。

● 登園について

- クラスとしての活動が9時過ぎから始まります。朝は9時30分までに登園しましょう。
- 欠席、遅れて登園する連絡は「おがスマ」の「登降園連絡」で行います。電話で連絡する場合は、当日の朝8時30分から9時30分までの間に電話で連絡をして下さい。別の電話対応や対面对応等で電話を取れない場合があります。その場合お手数ですが後ほどおかけ直してください。朝9時30分までに連絡なく登園していない場合は緊急連絡票に基づき園から電話連絡をするか、登降園連絡アプリ「おがスマ」にてご連絡します。

● 送迎について

- 保護者が送迎して下さい。
- お迎えの時間や人(保護者間も含む)に変更がある場合は必ず事前にご連絡ください。保護者以外の方のお迎えはお名前と園児との関係をお知らせください。事前の連絡がなく変更の場合は園から確認の連絡をする場合があります。
- ファミリーサポートの送迎を利用する場合、サポーターにはIDを身につけていただきます。
- 兄姉の送迎はお迎えに限り、家庭の責任で中学生以上からお引渡しいたします。
- 自転車で送迎する場合は門扉前のアパート側に駐輪してください。自転車は駐輪場に置いたままにはできません。ベビーカーは玄関前に折り畳んで置くことができます。
- 自動車での送迎はご遠慮いただいております。
- 井の頭公園通りは朝と夕の交通量が非常に多く危険です。子どもが一人で通りへ飛び出すことのないように必ず親子一緒に登降してください。
- 井の頭公園通りへの曲り角は大変危険です。自転車は必ず一時停止をして、左右の安全を確かめてから通行して下さい。
- お迎え後の園舎前でのおしゃべりは近隣の方のご迷惑になりますのでご遠慮下さい。

● 保育中の連絡について

保育中の発熱や怪我等で保護者の方と連絡をとる場合は緊急連絡票に基づいて電話連絡をします。

● 書類の提出について

- 勤務先や勤務地や就労時間、住所や電話番号などに変更があった場合、三鷹市への届出とは別に勤務証明書(園様式)、家庭状況変更届(園様式)を提出してください。変更の届出がなく当初の届出内容と送迎時間が違う場合は、勤務証明書の提出をお願いする場合があります。
- 緊急連絡票は最新の情報を確認するため毎年3月中旬頃に提出していただきます。

● 休園

- 休園、きょうだいの育児休業に関する取扱いについては三鷹市子ども育成課にお問合せください。

● 退園(転園)について

- 保育園への届出…退園(転園)が決まったら三鷹市子ども育成課へ退所届を提出するとともに保育園にもお知らせ下さい。

怪我や事故の際には

園では日頃から安全な保育を心がけていますが、万が一に備えて、全園児を対象に二つの保険（日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」と全国私立保育園連盟保険制度の「ほいくのほけん」）に加入しています。保険料はいずれも園が全額負担しています。

【実際に医療機関に受診する場合】

- 保護者と合流できた場合：乳児医療証(原本)と健康保険証(原本)を医療機関に提示いただきます。
- 保護者と合流できない場合：保育園が窓口で一時的に治療費 10 割負担します。受診後、園から 10 割負担精算の書類をお渡しますので、乳児医療証(原本)と健康保険証(原本)と一緒に医療機関にご持参いただき、精算後、保育園へ返金頂きます。

問題解決

社会福祉法人井の頭会は問題解決のための苦情解決委員会（第三者を含む）を設置しています。

お気軽にご相談ください。

苦情受付者 主任
苦情解決者 園長
第三者委員 鈴木弘七

安全設備

安全設備として、防犯カメラ 4 台、110 番直通回線、119 番直通回線、夜間休日の警備会社、玄関ドア及び門扉の電気錠をしております。

平日月曜日から金曜日までの午後 5 時 15 分から 6 時 15 分まで保育園門扉前に門衛を配置しております。

非常時保育体制

- 大地震(三鷹市震度 5 弱以上)等自然災害が発生した場合や、内閣総理大臣から警戒宣言が発令された場合は、ただちに通常保育(クラス別保育)を中止して非常時保育体制(合同保育)に入ります。園児は保護者の引取があるまで園で保護いたします。
- ただし引取まで時間がかかり、保護者とも連絡が取れない場合、子どもの様子や保育園の状況など総合的に判断し、緊急連絡票記載の緊急時引取者に引き渡す場合があります。また保護者からの確認が取れた場合、緊急時引取者以外の方にも引き渡す場合があります。
- 園舎で保育することが危険と判断した場合、緊急避難場所である三鷹第 5 小学校に避難する場合があります。

園から保護者への連絡方法

お知らせ連絡アプリ「おがスマ」>お知らせ機能(入園後配布の「おがスマご利用案内」で事前にアプリ登録が必要)

災害時における連絡方法

NTT 東日本災害用伝言ダイヤル(事前登録不要)

「地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、速やかにサービスを提供します」(NTT 東日本公式 HP より)

NTT 災害用伝言 ダイヤル 再生方法	1. 「171」にダイヤル 2. メッセージに従い「2(再生)」を選択 3. 「0422-43-7916」を入力 4. 「1#」を入力
------------------------------	--

※通信事情や電源喪失等で使えない場合もあります。

年間予定(例)

	保護者参加行事	園内行事	保健行事	子育て支援事業
4月	幼児クラス懇談会 乳児クラス懇談会	防災訓練 防犯訓練 4月誕生会	身体測定 (乳児は毎月 幼児は隔月) 内科健診 (0.1.2歳毎月.3~5歳3回/年)	
5月		防災訓練 5月誕生会 春の遠足	耳鼻科検診 身体測定/内科健診 年中視力測定(5~7月頃)	
6月	年長懇談会	防災訓練 6月誕生会	歯科検診 眼科検診 身体測定/内科健診 歯磨き指導(幼児)	
7月	夏のつどい (年長と1年生のつどい)	防災訓練 七夕 7月誕生会	身体測定/内科健診	
8月		防災訓練	身体測定/内科健診	
9月	金木犀の会(祖父母とあそぶ会)	8月誕生会 防災訓練 9月誕生会	身体測定/内科健診	保育所体験 プレママ
10月	引取訓練 親子で楽しむ会(幼児のみ) さつまいも掘り	総合防災訓練 10月誕生会	身体測定/内科健診	保育所体験 プレママ
11月		防災訓練 11月誕生会	身体測定/内科健診 手洗い指導(幼児)	
12月	年長保護者面談	防災訓練 12月誕生会 もちつき	身体測定/内科健診	
1月		防災訓練 1月誕生会	身体測定/内科健診	
2月		防災訓練 節分 2月誕生会	身体測定/内科健診 新入園児健診・入園面接	
3月	幼児クラスお別れ遠足 卒園式	防災訓練 ひなまつり 3月誕生会 年長遠足	身体測定/内科健診	

年間予定は感染症等で縮小・参加者限定・延期・中止等する場合があります

- *1 クラス懇談会日程については、各クラス担任にお問い合わせください。
- *2 年間を通じて保育参加ができます。ご希望の際は担任に申し出てください。
- *3 誕生会は年長児の父母の方のみご招待します。

☆三鷹市子ども発達支援センター

- 保育者への指導及び助言をいただく目的で、子ども発達支援センターに巡回発達指導を依頼しております。専門療法士(心理・言語・理学・作業)に観察していただき、子どもへの適切な対応について具体的なアドバイスを受けています。
- お子さんの個別の観察をして頂き、専門療法士の先生からの文書でのアドバイスや就学にむけて子ども発達支援センターでの療育相談をご紹介することもできます。お子さんの発育や発達の事で気になることがある方は、まずは担任までご相談ください。

巡回発達指導とは

子ども発達支援センターが三鷹市内の公私立保育園、幼稚園等を巡回し集団におけるお子さんの状況を観察しながら、保育についての指導及び助言を行い、必要に応じ療育訓練を紹介することにより、お子さんの発育発達を促進させていく事業です。

つぼみ組（0歳児）日課

時 間	日 課
7 : 0 0	<p>保育園が開く</p> <p>あそび ひとりひとりの生理的欲求を満たし、発達に合わせた遊具で遊びます。</p> 
9 : 0 0	<p>睡眠 月齢に合わせて3回寝から1回寝に移行していきます。 (睡眠を保障するためにひとりひとりのサークルベッドがあります)</p>
10 : 20 ～	<p>食事・ミルク 離乳食はおおよそ5.6ヶ月、7.8ヶ月、9.10.11ヶ月と段階を分けて準備し、しっかり座れるようになるまでは大人が抱いて食べさせます。子どもに安心感を生みだすため担当の保育士が毎日同じように繰り返し育児をします。1歳頃を目安に一人で座り保育士の介助を受けながら食べます。</p> 
14 : 30	<p>食事・ミルク 午前と同じようにひとりずつ食べます。</p> 
18 : 00	<p>保育終了</p> 

すみれ組（1歳児）、あんず組（2歳児）日課

時 間	日 課
7 : 0 0	<p>保育園が開く 合同保育（クラス別保育になるまでは一つのクラスで過ごします）</p> <p>あそび 1～2歳の発達に適した遊具を自分で選んで遊びます。 また保育者とわらべうたをします。 2歳児は粘土や描画、文学（詩や創作話を聞く）などの活動も行います。</p> <p>外あそび 園庭（砂場・築山・体育的な遊びをします。夏は水遊びを行います）</p> <p>散歩 少人数で近くの公園や玉川上水まで行き、自然に触れ合って、交通ルールも身につくよう伝えていきます。</p>
1 0 : 3 0 ～	<p>食事 食事は担当の保育者が行います。</p>
1 1 : 0 0	<p>食事後、順次午睡</p>
1 4 : 0 0	<p>順次起床</p>
1 4 : 3 0 ～	<p>食事</p> <p>あそび つみ木、ままごと、人形の世話など様々な遊びを通して集中力、思考力、認識力を高めます。</p>
1 8 : 0 0 1 9 : 0 0	<p>延長保育 保育園が閉まる</p>



ざくろ組 ゆすらうめ組 (3・4・5歳児混合) 日課

時 間	日 課
7 : 0 0	保育園が開く 合同保育 (クラス別保育になるまでは一つのクラスで 過ごします)
8 : 1 5	クラス別保育 あそび…好きな道具 (遊具)、好きな友だちと一緒にあそびま す。 毎日体操 クラスごとに行います。 あそびの様子をみながら、課業 (自由参加) を行います。 課業…大人が組織したあそび わらべうた / 伝承の集団あそび・音楽教育 体育(一斉活動) / 支える、跳ぶ、投げるなどの運動 美術 / 描画・粘土・手仕事 文学 / 素話・詩・ごろあわせ 数 / 量・図形・整数 環境認識 / 家族・地域・交通・季節・動物・植物など自分の 身のまわりの興味関心を高めます。 外あそび 園庭・散歩・夏は水あそび
1 1 : 3 0 1 2 : 3 0 1 4 : 3 0 1 5 : 0 0	食事 午睡 目覚め おやつ 外あそび 室内あそび
1 8 : 0 0 1 9 : 0 0	延長保育 保育園が閉まる



——子どもの発達を助ける食事——

食習慣(食文化)の基礎を育てる成長期の乳幼児にとって、食生活は育児の原点であり、何よりも大切にしたいことです。

一日の大半を保育園で過ごす子どもたちにとって、保育園での食事は大きな役割をもっています。子どもたちには、毎日の食事の積み重ねの中で、「食べることが楽しい」「しっかり噛み、味わって食べる」「自分で上手に食べることができる」などの経験を通して、心や体の成長と共に食事行動の発達をとげ人間として自分に合った健康で文化的な食べ方(食事力)を身につけてほしいと思っています。

食事方針

- ① 安全で安心して提供できる食材を使用します。
- ② 食事・おやつは手作りを基本としています。
- ③ 旬の素材を使用し、季節感のある食事の提供をこころがけています
- ④ 行事食、伝統食を大切に考えながら和食を心掛けバランスを考えながら、洋食・中華料理なども取り入れた献立にします。
- ⑤ 食べる楽しさと美味しいと思える食事を作ります。
- ⑥ 扱いやすい食器具と、それに見合った献立をこころがけています。

<年齢にそった食事の提供>

★0歳児の食事(離乳食の進め方)

特に乳児期は、まだ消化吸収能力が発達途上の段階にあり量も一度では十分に食べることができないため補助的な軽食が必要です。そのためおやつも食事の一回と考えています。

家庭での朝食①+保育園での午前食②+午後食③+夕食④を合わせた4回を「4回食」と考え、保育園で食事を提供します。

- 月齢で進めるのではなく、個々に合わせて進めていきます。
 - ミルクは園で用意します。(※家庭で多く使われているミルクを使わせていただきます)
 - 冷凍母乳を必用に応じてお預かりする事も出来ます。(※取り扱い方法については別表)
 - おおよそ6か月頃から離乳食を開始し、食べ方を見ながら進めていきます。
 - アレルギーの無いおかゆから始めます。子どもの様子を見ながら、1さじから徐々に増やして行きます。
 - 慣れてきたらじゃが芋やアクの少ない野菜類、豆腐、白身魚など種類を増やして行きます。
 - 形態はポタージュ状から始めて、少し粒のある状態に移行して行きます。
 - 味付けは野菜の煮汁から始め、干し椎茸・昆布だし汁・混合だし汁へと移行して行きます。
 - ハチミツは乳児ボツリヌス菌予防のため1歳過ぎ頃までは使用しません。
 - 食事内容(とろみ濃度や大きさ、硬さ)を調整して食べやすい離乳食にします。
 - 自食をすすめるためにシンプルでスプーンの扱いを補えるような食器にします。
 - 食品の使用を始める際には(特にたんぱく質)、体調の良い時にご家庭で2回お試しいただいた後に園での提供となります。(※アレルギー反応は体に摂り込む2回目に起きやすいためです。)
- (※食品摂取確認表にてご記入いただきます。別表にて)

★乳児(1歳から2歳の食事)

幼児食へ移行し朝食・昼食・夕食とほぼ大人と同様のものが食べられ、大人の食事に近づけていく大切な準備期間でもあります。ですが、まだ消化吸収能力が十分に発達していないため一度では十分に食べることができないので軽食が必要です。おやつも食事の一回と考えています。

- 咀嚼力はまだ十分でないので、献立や食材での考慮をします。(特に1歳児)
 - 挽肉から薄切り肉へ、薄切り肉から角切り肉へと食べられる部位を増やしていきます。
 - 食事内容(とろみ濃度や大きさ、硬さ)では子どもがスプーンで扱いやすく、食べやすい形態の食品を単調にならないように調節対応します。
 - 噛む力も含め、機能的に食べ方が上手くなってきたら、単調にならないような味や献立にしています。
 - シンプルで扱いやすい食器具にします。
 - 食品の使用を始める際には(特にたんぱく質)、体調の良い時にご家庭で2回お試しいただいた後に園での提供となります。(※アレルギー反応は体に摂り込む2回目に起きやすいためです。)
- (※食品摂取確認表にてご記入いただきます。別表にて)

★幼児(3歳から5歳)

幼児食へ移行し朝食・昼食・夕食とほとんど大人と同様のもの食べられるようになります。
一回の食事量も多くなり、軽食からおやつになります。

- 3歳頃になるとよく噛んで食べられるようになります。食べ方も機能的に熟知し、次第に自立して食べるようになりますが、噛む事には個人差があるので、食材の切り方や部位などで配慮しています。
- 4歳～5歳頃になると咀嚼力もついてきますので、そしゃくが十分にできる献立をとり入れています。
- 食事環境を整え、シンプルで扱いやすい食器具にします。

★食育

- 和食を心掛け素材そのものの味を大切にしています。
- 行事食や日本人が昔から受け継がれてきた食べ物や料理を伝えていくと共に、楽しく興味を持ってもらえるようにしています。(春の七草・ひな祭り・端午の節供・恵方巻き等)
- 野菜のさやむき、株分けなど、年齢に合わせて作業に参加します。(幼児対象で自由参加)
- クッキング保育→幼児クラス。(例：いも掘りで掘った芋などを調理)
- 季節の食材の展示
- 親子クッキング→幼児対象です。(親子で参加し楽しい時を過ごします)
- 毎日の食事サンプルを展示→調理室前にあります。離乳食・乳児食・幼児食の順に展示しています。
- 毎月献立表を配布します。(サイクルメニューです)

★食物アレルギー児への対応

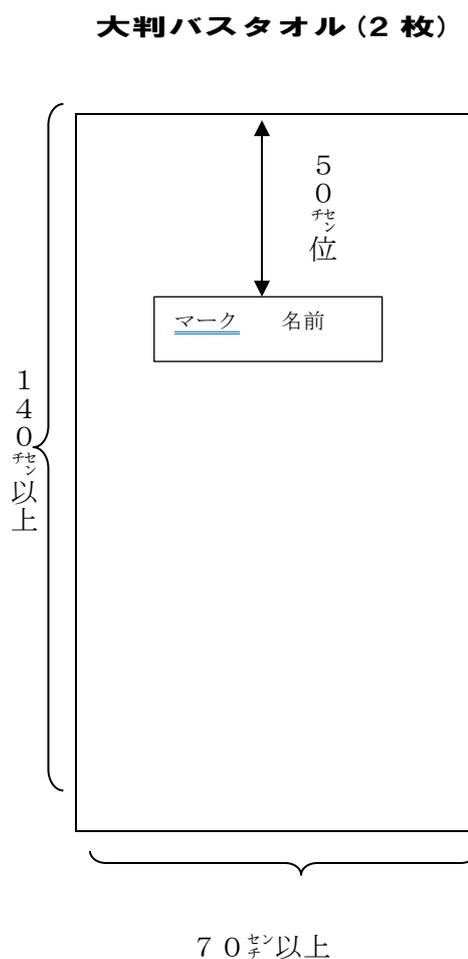
医師の診断で保育園でも除去食が必要とされた場合は看護師・担任・栄養士との面談を行います。

- ※生活管理指導表(指示書)を頂き、医師の指示のもと家庭と園で連携をとりながら対応を行います。
- 家庭へ配布の献立表にアレルゲン食品にマーカー等でしるしをつけ配布します。
※予め事前に確認していただきます。確認して頂いた後、保護者印→園長印→調理室印で提供します。
- 0歳児のアレルギー用ミルクは園で用意します。
- 保育園で可能な限りの対応を致しますが、保育園での対応で栄養のバランスが著しくかける場合は家庭よりそれに替わる食材または、弁当持参をしていただく場合もあります。
- 調理器具は、集団給食のため同一の物での対応です。

持ち物（0歳児）

- ◎ すべての持ち物に記名（マーク・名前）を必ずつけて下さい。
- ◎ 季節により異なります。担任よりお知らせします。

持ってくるもの		
毎日持ってくるもの	汚れ物袋（衣類用）	1
	食事用エプロン	1
	ウォッシュタオル 34×34	2 2
常時置いておくもの	オープン式紙オムツ	6枚
	おしり拭き	1
	下着（綿の半袖 <u>ランニングや</u> <u>長袖は不可</u> ）	
	上着	
	ズボン	
	靴下	
	スタイ（よだれかけ）	
週末に持ち帰るもの	マットレスカバー	1
	バスタオル	1
	毛布&毛布カバー	1



- 毛布
横 85 ㎝ 縦 115 ㎝ の毛布を園で用意します。
- 毛布カバー
横あき（ファスナーかスナップ）で、毛布の大きさに合わせたものを作って下さい。
※名前とマークを大きく付けて下さい。
- 大判バスタオル（2枚）※上図参照
 - ① マットレスカバーとして使用します。
 - ② 上掛けとして夏期に使用します。
 ※①②どちらもマークと名前を付けてください。（バスタオル上から 50 ㎝位の場所）

※退園の際は毛布のみ園へ返却となります。

持ち物（1歳～5歳児）

	持って来るもの	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1	紙オムツ	6	6			
2	綿パンツ→パンツに移行してから（トレーニングパンツは使用しません）		5	3	1	1
3	おしり拭き	1	1			
4	下着（綿の半袖） <u>ランニングや長袖は不可</u>	3	3	3～5	3～5	3～5
5	上着	2	2	2～3	2～3	2～3
6	ズボン	3	3	2～3	2～3	2～3
7	ジャンパーもしくはダウンコート（冬季用）	1	1	1	1	1
8	靴下	1	1	2	2	2
9	汚れ物袋（衣類用）	1	1	1	1	1
10	帽子（防災・散歩に使用・布で全面ひさしの物）	1	1	1	1	1
11	上靴			1	1	1
12	園庭用靴	1	1	1	1	1
13	体操着			1	1	1
14	体操着入れ袋			1	1	1
15	食事用エプロン	2	2			
16	ウォッシュタオル 34×34cm程度	2	2			

家庭で用意するもの

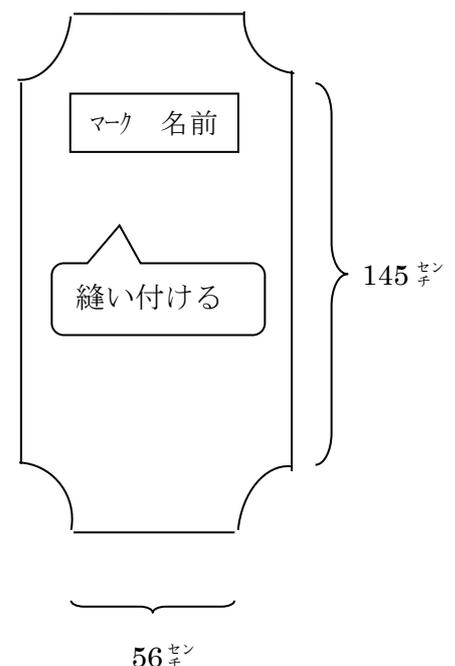
- ① すべての物に記名（マーク・名前）を必ずして下さい。
- ② 季節や個人により、多少違います。担任よりお知らせします。
- ③ フックにかける必要のある物にはループをつけて（上着・コート・帽子など）、子ども自身がかけられ、落ちないようにして下さい。
- ④ 登園カバンは子どもが自分で扱えるもの、補充や使用後の衣類が入るものにして下さい。（幼児のロッカーは一人分のスペースが狭くなっています。あまり大きくないものをご用意下さい）

布団類

- ① 敷パット
園で用意した敷パットにマークをつけてください。
- ② 毛布
横 85 ㌢ 縦 115 ㌢ の毛布を園で用意します。
- ③ 毛布カバー
横あきで、毛布の大きさに合わせたものを作って下さい。
- ④ 夏使用バスタオル

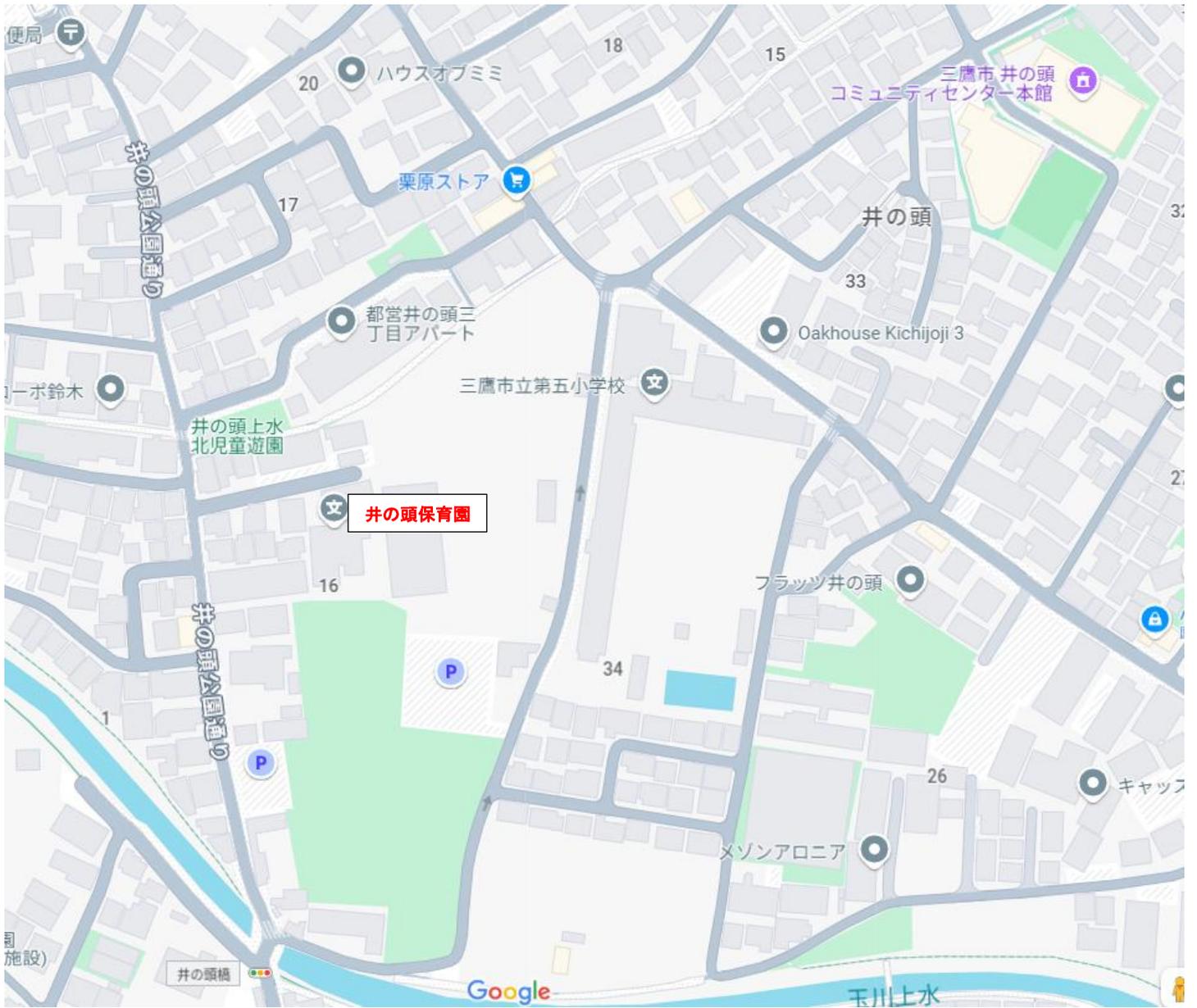
*敷パット・毛布カバー・バスタオルにマークと名前を大きくつけてください（図参照）。

※卒園・退園の際は毛布のみ園へ返却となります。

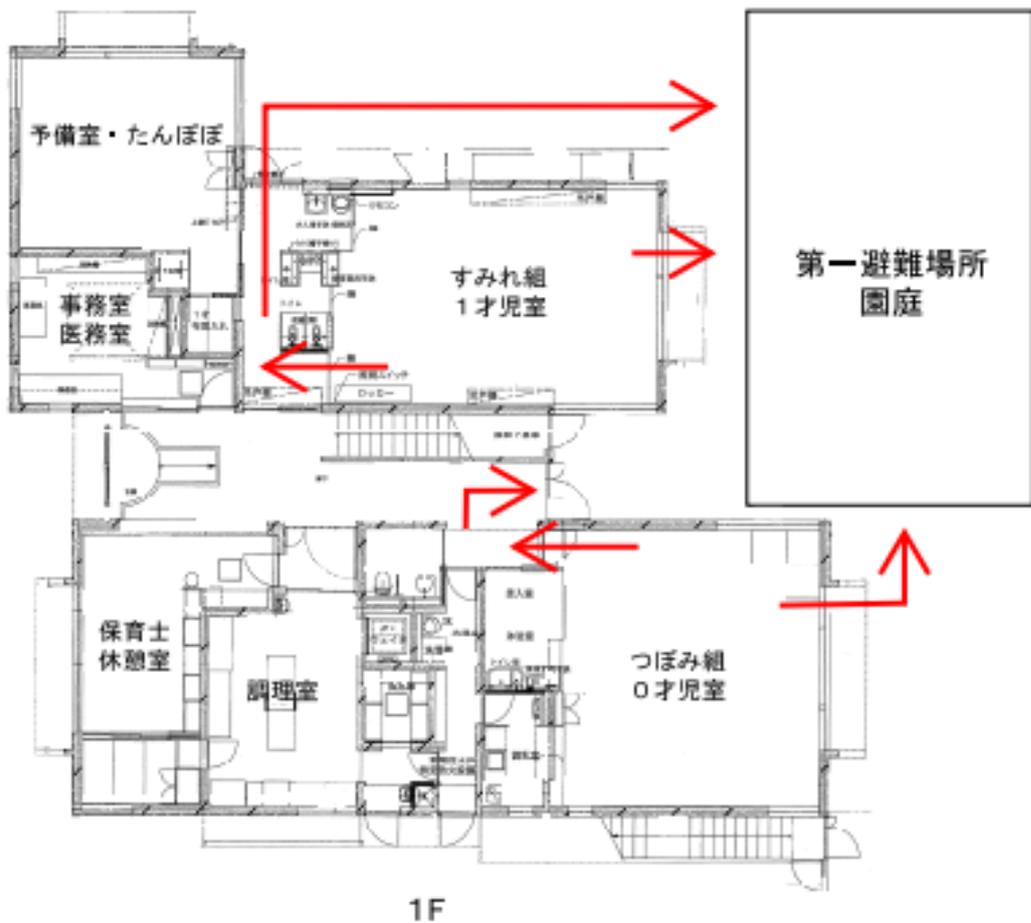


56 セン

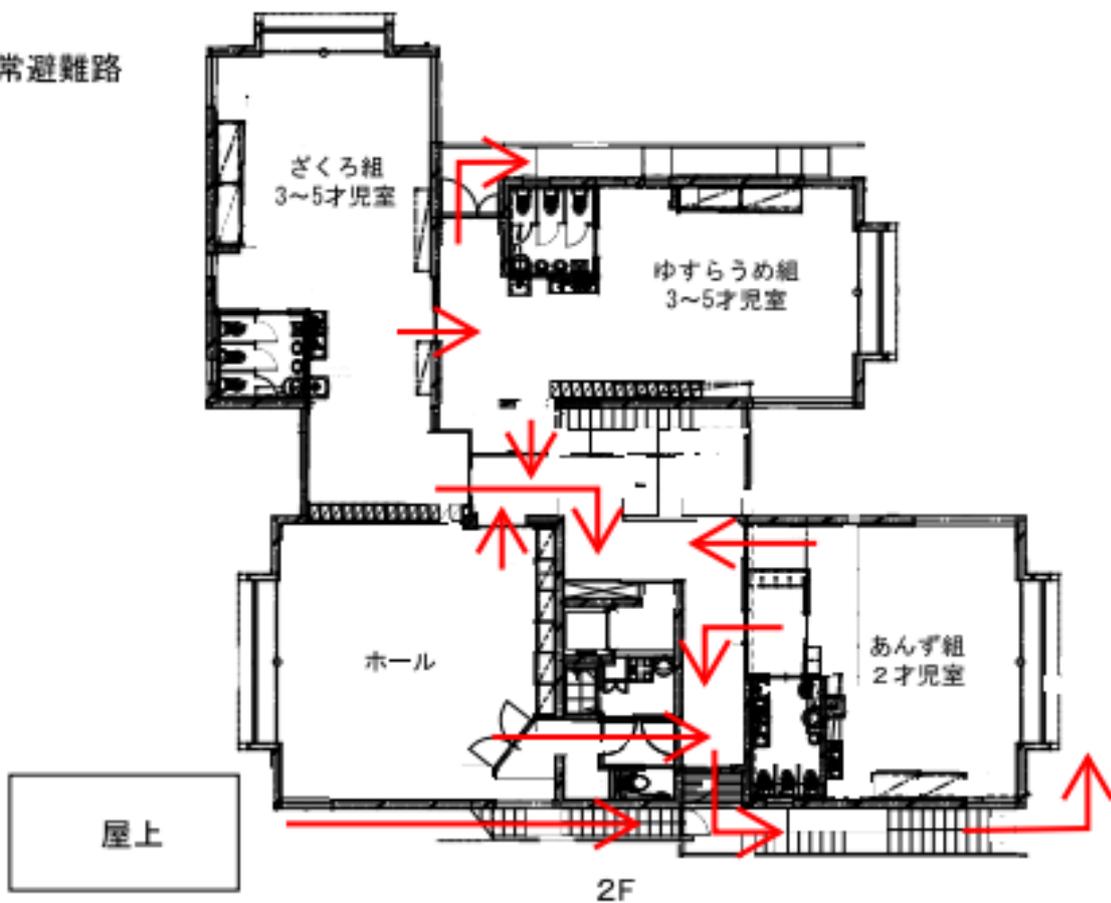
井の頭保育園 地図



1F通常避難路



2F通常避難路



家庭状況変更届

井の頭保育園 殿

クラス名

園児名

保護者名

変更事項のみご記入ください		園使用
自宅	住所 〒 裏面に自宅から保育園までの地図を添付してください	
	電話番号	
園	フリガナ 氏名	
産前休暇	<input type="checkbox"/> 産前休暇開始日 年 月 日 終了予定日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日 → 産前休暇の方は保育標準時間の1日あたりの下限時間(6時間)を基に、保護者の状況とお子さんの日課に必要な時間を担任と相談して保育時間を決めます。	
産後休暇・育児休業	<input type="checkbox"/> 出産日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 産後休暇開始日 年 月 日 終了日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 育児休業開始日 年 月 日 終了予定日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 職場復帰予定日 年 月 日 → 産後休暇・育児休業の方は保育標準時間の1日あたりの下限時間(6時間)を基に、保護者の状況とお子さんの日課に必要な時間を担任と相談して保育時間を決めます。	
職場復帰	<input type="checkbox"/> 職場復帰日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 時短勤務期間 年 月 日 終了日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 時短勤務時間 時 分～ 時 分 → 別紙2 勤務証明書を提出ください。	
就労状況の変更	<input type="checkbox"/> 勤務先・勤務地・就労曜日・就労時間・通勤時間・通勤方法の変更 → 別紙2 勤務証明書を提出ください。 <input type="checkbox"/> 在宅勤務期間 年 月 日 終了日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 在宅勤務時間 時 分～ 時 分 → 在宅勤務の場合、自宅から保育園までが通勤時間となり、勤務時間とあわせて保育時間となります。 <input type="checkbox"/> その他 ()	

勤務証明書

井の頭保育園 殿

事業所名
所在地
代表者名
電話番号

下記の通りであることを証明します。

氏名		住所	
勤務開始年月日	年 月 日 (就労中 ・ 就労予定)		
雇用形態	正規職員 ・ 非常勤 ・ その他 ()		
勤務日	月	火	水 木 金 土 日
休日	月	火	水 木 金 土 日 不定期 ()
勤務時間	通勤時	時 分	～ 時 分まで※残業を含まない就業規則上の時間
	在宅時	時 分	～ 時 分まで※残業を含まない就業規則上の時間
仕事内容			
産休・育休 時短等 (該当する場合)	<input type="checkbox"/> 産後休暇	年 月 日	～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 育児休業期間	年 月 日	～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 職場復帰日	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 時短勤務期間	年 月 日	～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 時短勤務時間	時 分	～ 時 分
勤務地 (事業所と別の場合)	名 称 所在地 電 話		

※勤務証明書は井の頭保育園の保育事務にのみ使用し、他の目的では使用いたしません。

※自営業者の方もこの用紙を使用ください。

以下保護者記入

保育園から勤務先 までの 通勤手段と通勤時間		時間 分
記入例	保育園 → 自転車 10分 → 吉祥寺駅 → 中央線 20分 → ○○駅 → 徒歩 10分 → 勤務地	時間 40分
地震等災害時に公共交通が使えず、徒歩でお迎えした場合の所要時間		時間 分
在宅勤務の場合、自宅から保育園までの所要時間		分

※園使用欄	緊急連絡票

● 個人情報の取り扱い

井の頭保育園は個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の取り扱いに関して当指針を全職員に周知徹底するとともに確実にまいります。

1. 個人情報は保育園業務のために取得し、法令に定める場合をのぞき目的外には使用いたしません。
2. 個人情報の管理には万全を尽くします。
3. 個人情報の開示等について適切に対応いたします。
4. 個人情報を第三者に提供するなど目的外利用する場合は必ず保護者の同意を得てからまいります。ただし法令に定める場合や緊急時または同意を得ることが困難である場合は除きます。
5. 上記および個人情報に関する問い合わせ窓口は園長です。
6. 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支援認定、子どもに関する情報の提供を卒園・退園後もする場合があります。(例：就学に向けて)

● 職員による写真や動画の撮影及び録音について

保育園では保育者の質向上のための研修資料及び、保育園ホームページ掲載のため、ボイスレコーダー録音、写真や動画の撮影をします。

1. 園内研修や園外研修のために卒園後も使用する場合があります
2. 毎月の園だよりに掲載します。

● 保護者による写真や動画の撮影及び録音について

プライバシー及び個人情報の保護の観点から、園舎内全域と園敷地内及び、散歩、遠足といった園外での保育中の写真、動画の許可のない撮影及び録音は禁止します。

● 外部カメラマンによる園児写真の撮影

お子さんの保育園での写真を提供することを目的に、外部カメラマンによる園児の撮影を行います。写真は専用アプリ・WEBサイトに保護者ご自身で登録いただきます。登録された方のみが一定期間閲覧し購入することができます。

※撮影を希望されない場合は園長に申し出てください。その場合、撮影と編集の段階で除外する対応をいたしますが、誤って閲覧可能となってしまう可能性があります。その場合確認次第削除する対応となりますことをご了承ください。

同意書

井の頭保育園 園長殿

私は、井の頭保育園入園にあたり、入園のしおりの内容と内定児面接の内容について了承します。

1. 園の概要と方針の説明について
2. 保育内容と保育方針について
3. 保育内容の説明について
4. 保健内容の説明について
5. 食事内容の説明について
6. 事務内容の説明について
7. 幼児教育・保育無償化に伴う給食費について
8. 給食費納入と口座振替登録について
9. 個人情報の取り扱いについて
10. 職員による写真や動画の撮影及び録音について
11. 保護者による写真や動画の撮影及び録音について
12. 外部カメラマン撮影の園児写真の撮影について

年 月 日

児童名 _____

保護者名 _____

児童憲章

制定日:昭和26年5月5日

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

